

教育贈与専用預金

2023年4月17日現在

1. 商品名	○教育贈与専用預金
2. 預金の種類	○普通預金（別途、教育資金管理特約を締結いただきます） ○なお、総合口座はご利用いただけません。
3. 本商品の目的	○預金者（受贈者）の教育に必要な教育資金の管理を目的とする預金です。 ○租税特別措置法第70条の2の2の規定に基づき、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合において、贈与税の非課税措置の適用を受けるために開設します。 ○したがって、預入れる金銭の用途は、専ら預金者の教育資金とすることが予定され、預金者が教育資金非課税措置の適用を受けるために必要とされる書類をご提出いただきます。
4. ご利用いただける方	○以下の全ての条件を満たす方にご利用いただけます。 ①：口座開設時点において30歳未満であること ②：前年の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下であること ③：直系尊属（曾祖父母・祖父母・父母等）との間で、自身を受贈者とする贈与契約を書面で締結し、かつ口座開設時にその契約書の原本を提示できること ④：③の契約に基づき取得した金銭を、取得した日から2か月以内かつ2013年4月1日から2026年3月31日までに預金として預入れること ⑤：ご提出いただいた教育資金非課税申告書を当行が受理（※）すること ※：教育資金非課税措置の適用を受ける金額として1,500万円を超える金額が記載されている、当行の他の支店または他の金融機関に提出されている場合等は受理できません。
5. お受付期間	○2026年3月31日まで
6. 預入期間 （終了事由）	○以下のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本預金はただちにご解約いただきます。 （通常の普通預金として引き続きご利用いただくことはできません） ①：預金者が30歳となられた場合 （ただし、在学中の場合は40歳となられた場合まで） ②：預金者がお亡くなりになった場合 ③：残高が零となり、かつ預金者と当行で特約終了の合意があった場合
7. 中途解約	○できません。
8. 預入に関する事項 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）その他	（1）窓口でのみお預入できます。 （2）100万円以上、1,500万円以内 （3）1円単位 （4）東京支店・東京中央支店・大阪支店および各出張所（小江原・権常寺・佐世保市役所中央・諏訪・南串山・北有馬・富江・芦辺・美津島）ではお取り扱いしておりません。
9. 引出に関する事項	○窓口・ATMでお引出できます。 ただし、非課税措置の適用を受けるためには、引き出された資金について、教育資金の支払に充当されたことが確認できる領収書等の提出が必要となります。 ○東京支店・東京中央支店・大阪支店ではお取り扱いしておりません。
10. 手数料	○無料

1 1. 利息に関する事項 (1) 適用利率 (2) 利払時期 (3) 計算方法	(1) 預入時の店頭金利を約定金利として適用します。(変動金利) (2) 毎年2月、8月の当行所定の日に支払います。 (3) 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とし1年を365日とする日割計算をします。
1 2. 税金	○ 20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)です。 ○ マル優のお取扱いも可能です。
1 3. 付加することのできる特約に関する事項	○本預金には教育資金管理特約が付加されます。
1 4. その他参考となる事項	○本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
1 5. 金利情報の入手方法	○窓口にお問い合わせください。
1 6. 指定紛争解決機関	○当行が契約している指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017-109または03-5252-3772